

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

愛媛県

○路線バスは、350 キロ以下の少量貨物を許可なしで運搬できることから、自家用有償旅客運送を担う自治体からは、許可なしでの農産物といった少量貨物輸送といった規制緩和を求めている。

各府省からの第1次回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。

また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号	289	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。

具体的な支障事例

区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。見直すべき規制等に関する支障事例は別紙のとおり。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直し、地域の実情に合った地域公共交通を円滑に導入することによって、地域公共交通の充実が図られ、地域住民の利便性が向上する。また、利便性が向上することで、さらに地域公共交通利用者増加が期待され、地域公共交通の維持・確保につながる。

根拠法令等

- ・道路運送法第 78 条
- ・道路運送法施行規則第 3 条の 3
- ・道路運送法施行規則第 49 条
- ・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成 30 年 3 月 30 日自動車局長通知)」
- ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成 30 年 3 月 30 日自動車局長通知)」
- ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成 27 年 3 月 30 日自動車局長通知)」
- ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて(平成 28 年 3 月 31 日自動車局長通知)」
- ・道路運送法第 3 条第 1 項第 1 号
- ・道路運送法第 9 条の 2
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成 26 年 3 月 26 日自動車局長通知)」

- ・都市計画法第29条第1項第3号
- ・都市計画法施行令第21条第1項第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山県市、京都市、池田市、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町市

○タクシー事業者、鉄道駅がない当町において、公共交通機関は、主要道を走る路線バスのみで、ほとんどの地域が交通空白地である。

そのため、交通空白地輸送を検討しているが、一部路線バスと重複した運行ルート等があり導入に苦慮している。

交通空白地の明確化や規制緩和するなど地域の实情に応じた制度改正を望む。

○人口減少や高齢化等の影響により、公共交通に関する住民ニーズは多様化しているため、民間の交通事業者だけでは対応できなくなっている。そのような状況から行政が運営するコミュニティバスや福祉等の有償輸送に関する規制緩和や対象事業の拡大に関する制度改正が必要である。ただし、制度改正に伴い交通事業者の収益に悪影響を及ぼす可能性があるため、その点には十分配慮することが大切である。

○当市は、北東から南西にかけて細長い地形をしており、町等の境の南西部では500m級の山々が連なる山間部となっています。

現在当市では、3事業者5路線の民間バスが運行しておりますが、全て北東～南西の「縦方向」に運行する路線となっています。そのため、横方向への移動が困難であるため、路線バスを補完するために区域運行型のデマンドバスを市内4区域で運行しています。

しかしこのデマンドバスはあくまでも路線バスを補完する役割を担っているのみで、路線バスに代替するものではありません。そのため、比較的短距離の移動には、デマンドバス一つで足りませんが、先に述べた通り、市を縦断する場合で、路線バスの停留所が近くに無い場合は、デマンドバスから路線バスに乗り換える必要が出てきます。

市としては、民間路線バスの事業者と共に市内公共交通を確保・維持していくために路線バス・デマンドバスの相互で使える乗継券の発行を行い、利用者の負担を減らすよう努めていますが、市民からは、市の予算を使ってなぜ利便性の低いバスを走らせているのかというような声も上がっています。

コミュニティバスの導入に関するガイドラインで民業圧迫しないよう求められていますが、「路線競合」の限定・定義について見直しを行い、地域の特性に応じた地域交通の導入が図られるように制度を改善していただきたいと思えます。

○自家用有償輸送が「交通空白」に範囲を限定されていることから、「交通空白」の区域外にある病院や商店に直接移動できないのは不便と、地域住民から意見を聞いている。

制度の構築にあたっては、既存の事業者の経営への影響も考慮する必要がある。

○一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償輸送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日）」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。

現在、本県内の町において、バス事業の生産性向上のため町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社（一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社）それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。

○中山間地では、市街地に比べ、少子高齢化による人口減少が顕著となっている。

併せて、路線バス利用者も減少しており、赤字運行が常態化している路線が年々増え続ける一方で、バス事業者においては赤字運行となっている路線の減便や運行廃止等の見直しが進められている。

市としては、地域住民の生活交通としての移動手段確保、交通空白地の解消として、市営バスや予約型乗合タクシーによる代替措置を行っているものの、運転手不足・高齢化などにより事業受託者の確保や運行財源の確保が厳しい状況である。

市内各地で民間施設等が運行している無料送迎バスは、貸切バスとしての運行となっており、地域と当該施設間のみの運行となっている。有償かつ当該施設以外の運行を行う場合、一般乗合旅客運送事業の許可が必要となるうえ、既存の路線バスとの競合という問題もあることから、導入が厳しい状況である。

運転手不足、交通空白地を解消するために民間施設等が運行している無料送迎バスについて、地域の実状に合わせた一般乗合旅客運送事業として許可される制度改正を望む。

路線バスの運行廃止となる地域において、代替手段として市営バス等の整備を進める際に『路線競合』が問題となっている。

山間地域から市街地まで運行する場合において、路線バス経路と重複する部分については、乗客の奪い合いになる『路線競合』に当たるとして、バス事業者やタクシー事業者からの了解が得られない。路線競合の解消策として、結節点による乗り継ぎがあるが、そもそも市営バスや予約型乗合タクシーの主たる利用者は高齢者であり、乗り継ぎに対して不安や煩わしさを抱く方が多い。結果として、利用者減少につながる事が予想されることから、地域の実状を考慮いただき、路線競合について規制緩和を要望する。

○利用者の減少により、主に生活バス支線の撤退が続いている。このため、市町が代替交通手段としてコミュニティバスを運行する路線数が多くなっていることから、今後、円滑な導入を可能とする制度の構築は必要である。

各府省からの第1次回答

(別紙②関係)

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。

(別紙④関係)

都市計画法第29条及び都市計画法施行令第21条において、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う一般乗合旅客運送事業の用に供する施設(車庫等)である建築物等は開発許可が不要とされている。これは、路線定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業は、運行系統が定められており、起点、終点、経過地である主たる営業所等が定められ、固定されたルートにおいて定期的幹線運行を行う事業であるため、当該事業の用に供する施設である建築物は当該ルート上に立地することが必然的であることなどから、開発許可の対象から除外しているものである。

一方、区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、一律に開発許可を不要とすることは適当ではないことから、建築物ごとに開発許可権者による個別の審査にかからしめている。本支障事例において開発許可が認められなかった理由は、当該開発許可権者が定める開発許可基準において、都市計画法第34条第14号の対象となる施設を限定的にしか認めていないことによるものと承知している。

しかしながら、同号の対象施設は限定列举としておらず、一定の要件を満たす施設は許可対象となりうることから、本支障事例についても、当該自治体の開発許可基準を改正すれば十分対応可能なものと考えられる。

なお、国としては上記施設に係る開発許可が可能である旨の明確化について検討して参りたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	酒々井町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議

決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(14)都市計画法(昭43法100)

()町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体

間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(14)都市計画法(昭43法100)

()町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築士審査会の委員任期の条例委任

提案団体

群馬県、茨城県、栃木県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。

具体的な支障事例

建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

委員任期を条例委任することで、地方の実情に応じた審査会運営が可能となる。

根拠法令等

建築士法第30条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県

—

各府省からの第1次回答

○提案団体以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支障事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をする上で立法事実とするに足る具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。

○なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大

提案団体

袋井市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者処理にできないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に限り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。

具体的な支障事例

【現状】

本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/lを超える鉛が含有しており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。

【支障事例】

基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも10万円/tと高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約5万円/tで処理が可能であるが、処理可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと3つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。

また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

起因者による自主的な処理が見込まれず、やむを得ず行政代執行による処理を行う廃棄物に限り、産業廃棄物処理施設で処理が可能となれば、低コストで安全かつ迅速に処理が可能となり、事態の早期解決による周辺住民の生活環境の保全と財政負担の軽減が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、兵庫県

○行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒に検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれ異なることから、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺的生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。

その上で、廃棄物処理法第15条の2の5において、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合における手続の特例措置を規定しており、また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16において、この特例措置の対象となる一般廃棄物として、産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものをその実態等に応じて指定しています。

鉛を含むブラウン管ガラスについては、テレビであれば特定家庭用機器再商品化法、PC用モニターであれば資源有効利用促進法又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。こうした中、溶融による高濃度の鉛を含む廃棄物の処理については、鉛という特性上、生活環境等への影響が懸念されることから、必要な手続を経て一般廃棄物施設設置許可を取得した施設において適正に処理されることが必要です。

本件については、既に一般廃棄物処理施設の設置許可を取得している施設で処理することや、既存の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物処理施設の許可を取得することにより処理することが可能であり、また、上記の趣旨に鑑みても、現行の法制度の下で適正な処理を行うことが適当であると考えます。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号	214	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。

具体的な支障事例

廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 に規定される特例は、同法第 15 条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成 28 年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第 2 条の 3 第 2 項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

根拠法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第 15 条の 2 の 5 第 2 項)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第 12 条の 7 の 16)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、北本市、綾瀬市、中津川市、静岡県、名古屋市、稲沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市

○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。

○震災発生時など、一時的に大量の一般廃棄物が発生した際には、一廃許可施設のみでの処理には限界がある。市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であることから、産廃許可施設に余力があるのであれば、それらを活用することは効果が大きいと考える。ただし、品目を限定するのか、量的な制限を設けるのかなどのルール作りの検討は必要と考える。

○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけとは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものとする。

○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃畳、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町村等の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要性が生じる。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。

○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺的生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。

その上で、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合においては、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。

一方、石膏ボードの破碎施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続を経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。

なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました(法第9条の3の3)。

これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っているところと承知しています。

環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県の枠組みを超えた廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めているところ、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の

活動を行っていきたいと考えています。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

308

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。

具体的な支障事例

廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 に規定される特例は、同法第 15 条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成 28 年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。

そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。

加えて、同法第 2 条の 3 第 2 項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。

また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。

なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

根拠法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第 15 条の 2 の 5 第 2 項)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第 12 条の 7 の 16)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、山口市、静岡県、稲沢市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市

○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。

○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけとは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものとする。

○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃置、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要が生じる。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。

災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。

○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。

その上で、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続きを経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合においては、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。

一方、石膏ボードの破碎施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続きを経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。

なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました(法第9条の3の3)。

これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っていることを承知しています。

環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県の枠組みを超えた廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めているところ、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の活動を行っていきたいと考えています。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。

具体的な支障事例

教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。
 新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。
 この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3 末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象 91,987 名、うち 201 名失効。H29.1~6 の間、公立学校で 7 名が失効(各県HP公表))
 また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。
- ・制度を誤認することにより免許状が失効する教員が減少する。また、失効に伴い失職する教員も減少し、生徒や学校への悪影響が軽減される。

根拠法令等

教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都府、京都市、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市、熊本市

○旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手数料を支払い手続きを行わないと有効期限の延長ができないため、事務的な負担が大きい。
 免許を管理している県が自動的に延長できる制度に変更できるとよいと考えている。

○旧免許状所持者で新しく教員免許状を取得した者が新免許状と同様に自動的に修了確認期限が延期されると勘違いし、教員免許状が失効した事例がある。

○旧免許状所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講習修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許状対象者が教員免許状を追加取得した場合に比して、事務が煩雑となる。

○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。

本県でも全国同様に昨年度から、現職教員の免許状失効を防止するため、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度誤認による失効防止の観点からも、旧免許状所持者の自動延長を認めるべきである。

○本件と全く同様の誤認による免除失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や誤認識の減少が期待される。

○新たな免許状取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。

○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。

○延期申請が必要なことを知らない教員もあり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。

○旧免許状所持者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許状所持者となるが、旧免許状所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許状所持者であると誤認し、修了確認期限について、県教委に問い合わせるなどの事例がある。

○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。

○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。

○本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。

旧免許状所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。

○新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。

各府省からの第1次回答

平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦授与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された旧免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用するに当たっては、遡及適用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。

そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務関係に変動を生じさせ、より強い権利義務を伴う不利益を課すことは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能はおよそ教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付さず、旧免許状所持現職教員としての更新講習の受講義務のみを課すこととしている。

10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することまでは求めないこと、また修了確認期限及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期限を管理する必要がある。

その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することとしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点としている。

一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないこと、更新制導入の時点で既に免許状を授与された日から10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与

を受けたときには、修了確認期限を延期する手続きをとれることとしている。

このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期限を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。

仮に旧免許状保有者が延期の手続きなく、免許状を取得した時点を起点とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者とは混在することになり、かえって期限の管理が複雑になることが懸念される。

文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の修了確認期限を一覧で表示することなどを検討しているところであり、このような方法で修了確認期限及び有効期間を管理できるようにすることが、御提案の趣旨に沿うものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。

具体的な支障事例

教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成 21 年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。

旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。

また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。

さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。

教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。

- ・免許所持者、学校、教育委員会のすべてが正確な有効期間を把握することができ、現職教員の免許失効が減少し、教育現場への悪影響が軽減される。

根拠法令等

教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、田原市、京都府、京都市、大阪府、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市

○更新期限を把握するには、保有する全ての教員免許状等を確認する必要があり、また旧免許状保持者は更新期限が教員免許状に記載されていないことから、更新期限が一目で把握しづらく、旧免許状保持者と新免許状保持者の更新期限に係る制度の違いを正確に理解した上で、初めて更新期限を把握することができ、事務が複雑化している。全ての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記することで左記の課題は解消される。

○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。

本県でも昨年度から、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、教員や教育委員会等が正確に有効期間を把握し、免許状失効を防止する観点からも、免許状の集約を実施すべきである。

○本市でも、教員免許状所有者が複数の免許状を所有している場合に、修了確認期限の把握に苦慮しているのは事実である。1枚の免許状に集約することで、修了確認期限の把握が容易になり、把握作業の軽減や誤認防止にも繋がると考える。

○将来的に新免許状所有者の増加が見込まれるため、教員免許状の集約化は検討されるべきと考える。

○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。教員免許状を授与した県に関わらず運転免許状のように一枚の電子カードに集約し、その情報を本人、教育委員会で確認できるようにしていただきたい。

○旧免許状を所持する者が、平成21年3月31日以降に新しく免許状を取得した場合でも旧免許状所持者であるが、自身が新免許状所持者だと勘違いし、更新時期を誤解する等の問題が発生している。また、新免許状所持者で、複数の免許状を持つ者から、免許状の有効期限はいつなのか等の問い合わせがある。

○平成21年4月に教員免許更新制度が導入されたことに伴い、免許管理者は教員ごとに免許状情報を管理することが必要となった。特にここ数年は更新対象者が増加し、現職教員の更新状況の把握や問合せ対応に時間を要している。

免許状を1枚にして情報を一元的に管理できるようにすることで、各教員の更新期限の把握が容易になり、免許失効や学校現場の混乱を防ぐことが期待できる。

○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答

平成32年後半の運用開始を目指し、教員免許管理システムの改修を教員免許管理システム運営管理協議会及び文部科学省にて検討しており、その改修のうち、教員自身のもつ免許状情報を一枚にまとめた「新たな確認書類」を発行する機能の実装を検討している。本書類の発行が可能になれば、更新期限及び有効期限がわかりやすく表示されることとなる。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

160

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことが出来るようにするもの。(指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を必置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。

具体的な支障事例

○現行は、各任命権者が必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している(採用待機者を除く)。
 ○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整が発生し、人事委員会も常に開催できるものではないため、任命権者だけで採用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。
 ○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとどまっている。
 ○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会とよく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので可否については明確な回答を得ることは出来なかった。また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。
 ○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感じており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

任命権者が主体的に職員の採用行えるようになることにより、自治体経営において、経営戦略の一環として、柔軟かつ機動的に人材の確保を行う事が出来るようになる。

根拠法令等

地方公務員法第7条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

指定都市に人事委員会を必置とせず、職員の採用権限を任命権者の権限とすることは以下の理由から適当ではない。

(1) 人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地公法第15条に規定する、公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、政令市において人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任用における根本原則が揺らぐ危険性がある。

(2) 現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能(地公法第8条第3項)となっており、人事委員会と任命権者との円滑な連携は可能である。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	57	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県
--

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。

具体的な支障事例

<p>例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(LasIs)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。)については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。</p> <p>健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアレスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。</p> <p>また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。</p>

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

<p>健全化判断比率の算定・報告において、交付税算定業務支援システム、地方財政決算情報管理システム調査表間の転記等を容易にできる一元化システムが構築できれば、都道府県及び市町村ともに、転記ミスの削減、健全化判断比率算定時間の大幅な縮減につなげることができる。</p> <p>さらに、都道府県市町村担当課による管内市町村調査表の検収作業に当たっても、自動転記機能により検収項目の縮減につながるとともに、エクセルファイルの管理等がなくなることにより、効率的に事務が進めるようになり、事務負担の軽減に資する。</p>

根拠法令等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、石岡市、千葉県、東村山市、平塚市、綾瀬市、上越市、石川県、山口市、静岡県、島田市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市

○健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多く、複数の特別会計や企業会計を有する本市においては、数値の転記作業等によりケアレスミスが発生する可能性を有しており、決算統計システムにて行われる突合チェックを人海戦術により行うしかないため、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務を行う6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。

○昨年度、健全化判断比率等を提出後に算定ミスが発覚し、速報値を訂正することができなかった。市町及び県のとりまとめにおける負担軽減と算定ミス削減のためには、一元化システムの開発・導入が必要。

各府省からの第1次回答

健全化判断比率及び資金不足比率（以下、「健全化判断比率等」という。）については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受ける立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものとする。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成 30 年4月 16 日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しを図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第 539 号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年3月 31 日付府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

- 当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。
- 当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。
- 処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。
- 施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。
- このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。
- 本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。
- 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。
- 加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。
- 処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。
- また、年度途中で採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。
- 本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。
- 当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。
- 本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実にを行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。
- 施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。
- 施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。
- 現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。
- 本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。
- 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。
- 本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。
- そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。
- 処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。
- 各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択

することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。

○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。

○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。

○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。

○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。

○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。

○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。

○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

各府省からの第1次回答

昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。

その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成 30 年4月 16 日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しを図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を産み育てられる環境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第 539 号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年3月 31 日付府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。

○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。

○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。

施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。

このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。

○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。

○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。

○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。

また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。

本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。

○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。

○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実にを行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。

○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。

施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。

○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。

○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。

国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。

○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。

そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。

○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。

○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。

○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。

○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。

○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。

○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。

○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。

○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。

○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

各府省からの第1次回答

昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。

その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成 30 年4月 16 日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しを図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第 539 号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年3月 31 日付府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

- 当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。
- 当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。
- 処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。
- 施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。
- このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。
- 本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。
- 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。
- 加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。
- 処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。
- また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。
- 本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。
- 当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。
- 本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実にを行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。
- 施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。
- 施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。
- 現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にはその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。
- 本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。
- 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。
- 本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。
- そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。
- 処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。
- 各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択

することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。

○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。

○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。

○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。

○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。

○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。

○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。

○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

各府省からの第1次回答

昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。

その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大

提案団体

東大阪市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定は受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生日が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。

このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等デイサービスを利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。

根拠法令等

- ・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三
- ・学校教育法第一条、第二百二十四条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市

○地域における課題

15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。

○放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生日までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。

○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後等デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいのある児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものとする。

○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。

各府省からの第1次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等デイサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。